

令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項

第1 募集定員

全日制の課程 普通科 240名
商業科 80名

第2 一般入学者選抜

普通科、商業科において、期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

1 応募資格

本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年習志野市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する通学区域に居住し、かつ、次の（1）、（2）又は（3）に該当する者

- （1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- （2）中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者
- （3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者

2 期待する生徒像

（1）全日制の課程（普通科）

基本的な生活習慣が身についており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができる。

イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

（2）全日制の課程（商業科）

基本的な生活習慣が身についており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。

イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書等

(2) 提出期間及び受付時間

提 出 期 間	受 付 時 間
令和6年2月 6日（火曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月 7日（水曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月 8日（木曜日）	午前9時から正午まで

(3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

4 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

(2) 受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
令和6年2月14日（水曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月15日（木曜日）	午前9時から午後4時まで

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず習志野市立習志野高等学校を新たに志願しようとする者

イ 習志野市立習志野高等学校に出願している者で、志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

提 出 期 間 及 び 受 付 期 間	受 付 時 間
令和6年2月14日（水曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月15日（木曜日）	午前9時から午後4時まで

6 優先入学について

普通科にあっては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和6年3月卒業見込みの者を優先とする。

7 検査の期日

令和6年2月20日（火曜日）及び2月21日（水曜日）

8 検査の内容

（1）第1日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教 科	時 間	配 点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

（2）第2日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教 科	時 間	配 点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

イ 学校設定検査

検査内容については別に定める。

9 追検査

（1）提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

（2）提出期間及び受付時間

提 出 期 間	受 付 時 間
令和6年2月26日（月曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月27日（火曜日）	午前9時から正午まで

（3）提出先

習志野市立習志野高等学校長

（4）検査の期日

令和6年2月29日（木曜日）

10 選抜方法

（1）中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

（2）調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

11 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和6年3月4日（月曜日）午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

12 第2次募集等

(1) 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(2) 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める者の中、次のア、イに該当しない者

ア 令和6年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和6年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和6年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(3) 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

ア 提出書類

「第2 一般入学者選抜」の3の(1)に定めるところによる。

イ 提出期日、受付時間

提 出 期 日	受 付 時 間
令和6年3月7日（木曜日）	午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

イ 受付期日及び受付時間

受 付 期 日	受 付 時 間
令和6年3月8日（金曜日）	午前9時から午後4時30分まで

(5) 検査の期日

令和6年3月12日（火曜日）

(6) 検査の内容

面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査

(7) 選抜方法

ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則

として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するため、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和6年3月14日（木曜日）午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

中国等帰国生徒に対して、一般入学者選抜の募集人員の一部について、特別に入学者の選抜を行う。

1 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める資格を有する者で、かつ、保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、帰国して3年以内の者

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものという。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先

「第2 一般入学者選抜」の(2)及び(3)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

令和6年2月20日（火曜日）

6 検査の内容

面接及び作文

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の9に定めるところによる。

8 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の11に定めるところによる。

第4 その他

その他については、「令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。なお、不明な点がある場合は、習志野市教育委員会学校教育部学校教育課に問い合わせること。

習志野市教育委員会学校教育部
学校教育課 047（451）1133